

## ロゴマーク使用に関する取扱基準

(「むつ市のうまいは日本一！」PRグッズ及びロゴマークの使用に関する要綱 関係)

むつ市産業政策部観光・シティプロモーション課

1. ロゴマークの修正、変形に当たっては、次に掲げる例を参考に行い、必ず事前に観光・シティプロモーション課の承認を得ること。

### ●許可する例

- 既存ロゴデザインに物を持たせたり、持っている物を変えているもの
- 既存ロゴデザインの上に画像をかぶせて使用しているもの
- 既存ロゴデザインの一部のみ使用（見切れなど）しているもの

### ●不許可の例

- 拡大縮小にあたり、縦横の比率を変更しているもの
- 既存ロゴデザインを変形（デザインにない動きや表情をつける）させているもの
- 既存ロゴデザインの色とは違う色をついているもの（モノクロは除く）
- お酒やタバコなど、キャラクターイメージを損なう物を持たせること

2. 使用する物品等へは、「むつ市PRキャラクター」にキャラクター名及び承認番号を付して記載してください。

ただし、スペース等の関係により上記記載が難しい場合は、「©むつ市」又は「©MUTSU CITY」と記載することも認めますので観光・シティプロモーション課へご相談ください。

(例)



むつ市PRキャラクター

ムチュランファミリー

承認第〇〇〇〇〇〇〇号



むつ市PRキャラクター

マダム・ムチュリー&プリンセス・ムチュリン

承認第〇〇〇〇〇〇〇号



©MUTSU CITY

3. 承認番号の記載を省略（要綱第8条第6項）できる場合は、次のとおりとする。  
ただし、市職員の名刺を除き、PRグッズ等使用申請書の提出は必要とする。
- ・ 市ホームページ、フェイスブック、広報誌に使用する場合
  - ・ 市が主催、共催、後援する事業に使用する場合
  - ・ 市職員（教育委員会事務局、公営企業局を含む。下北地域広域行政事務組合及び一部事務組合下北医療センターのうち、市に所在する施設に勤務する職員のみ含む。）が、名刺に使用する場合  
ただし、サンプルとして1枚を観光・シティプロモーション課に提出すること
4. キャラクターに吹き出し等で台詞を付ける場合は、次のようにすること。その際、必ず事前に観光・シティプロモーション課の承認を得ること。
- ・ ムッシュ・ムチュラン一世  
語尾に「〇〇じゃ」、「〇〇のお～」とするなど、いわゆるムチュラン語とすること。
  - ・ マダム・ムチュリー  
女性らしいやわらかい表現を使用すること。
  - ・ プリンセス・ムチュリン  
まだ話すことができないため、台詞を付けないこと。

【お問い合わせ先】　むつ市産業政策部観光・シティプロモーション課  
TEL. 0175-22-1111（内線 2612～2614）  
FAX. 0175-22-1373  
mail : [kankou@city.mutsu.lg.jp](mailto:kankou@city.mutsu.lg.jp)